

令和8年4月14日

県の助成金に上乗せ！

## 対象労働者1人につき1万円を支給

## ～「福島市中小企業等賃上げ支援補助金」の申請受付を開始します～

令和8年1月からの最低賃金引上げに伴い、経営への影響が懸念される市内中小企業等を支援するため、本市独自の支援策として「福島市中小企業等賃上げ支援補助金」の申請受付を開始します。本補助金は、賃上げに要する経費の一部を補助することにより、事業者の負担軽減を図るとともに、雇用の維持につなげることを目的としています。

また、制度内容への問合せや申請手続き等に対応するため、受付センターを開設しました。

## 記

- 1 補助金概要 **対 象**:県が実施する賃上げ支援(中小企業賃上げ緊急一時支援事業助成金)の助成決定を受けた市内中小企業等  
**補助額**:対象労働者1人につき1万円  
※県の助成金(対象労働者1人につき3万円)に上乗せ
- 2 申請受付期間 令和8年4月15日(水)から7月31日(金)午後5時まで(必着)  
※ただし、受付期間内であっても、補助上限(6,000人)に達した場合は受付を終了します。
- 3 申請方法 ①特設サイトからの電子申請  
②郵送による申請  
【送付先】〒960-8164  
福島市八木田字中島36-1  
福島市中小企業等賃上げ支援補助金受付センター  
※募集要領や申請書様式等は特設サイトからダウンロードしてください。  
※受付センターに窓口の設置はありません。ご相談は電話又は特設サイトの問合せフォームから承ります。
- 4 受付センター 名 称 : 「福島市中小企業等賃上げ支援補助金受付センター」  
電 話 : 080-9254-1746  
080-9254-1909  
受付時間 : 午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く) 特設サイト
- 5 そ の 他 詳細は特設サイトを参照願います。



担当:産業雇用政策課 雇用促進係  
課長 熊坂、係長 三村  
電話 024-515-7746(直通)

福島県の助成金に上乗せ！

# 福島市中小企業等 賃上げ支援補助金

対象労働者1人につき

**1万円**を補助します

(県助成金と合わせて4万円)

申請  
期間

令和8年4月15日から

令和8年7月31日まで  
(午後5時必着)



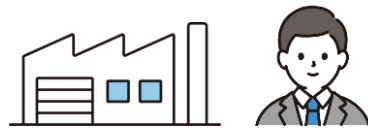
※補助上限(6,000人)に達した場合は、申請期間内であっても受付を終了します。

早めの申請をおすすめします。

※市への申請を行うためには、先に県の助成金の助成決定を受ける必要があります。

## 次のすべてに該当する事業者が対象です。

- 市内の事業所について「福島県中小企業賃上げ緊急一時支援事業助成金」(県助成金)の助成決定を受けた中小企業・個人事業主等である
- 市税等に滞納がない
- 暴力団等の反社会勢力と関係を有していない
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業又はそれらに類似する業種を営む事業者でない



申請の際には、特設サイトおよび交付要綱を必ずご確認ください。

お問合せ



福島市 賃上げ支援補助金

福島市中小企業等賃上げ支援補助金受付センター

午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)

☎ 080-9254-1746  
080-9254-1909

特設サイト



最新情報・必要書類等の詳細は特設サイトをご確認ください。